いじめ発生時の対応の流れ　【重大事態を含む】

いじめやいじめが疑われる行為の発見（訴えの受信）

暴力を伴うもの等はすぐにやめさせる

↓

管理職への連絡
担任
生徒指導主任

・必ず管理職に連絡する
・保護者からの訴え

↓

被害を受けている児童に対しての事実確認
○先入観をもたずに聞き、勝手に解釈や批判はしない。
○性急に聞き出そうとせず、発言をじっくり待つ。
○誠意をもって真剣に取り組むことを伝え、安心感を持たせる。

↓

いじめ防止対策委員会の招集
○校長・教頭・教務主任・生徒指導部・人権・同和教育主任・学級担任・養護教諭・（SC）で構成する。
○事案についての記録は生徒指導部が行う。
○聞き取った客観的な事実を報告する。
○保護者連絡、事実確認の方法について協議する。
○いじめとして対応するかどうかを判断する。

⇨ 教育委員会

⇨ いじめられた児童の保護者へ連絡
○家庭訪問し、学校が一丸となって対応すること、面談・連絡等密に対応することを伝える。

関係機関との連携
・警察・民生児童委員・児相　等

↓

全教職員（共通理解）

↓

いじめ防止対策委員会での検討
○校長・教頭・教務主任・生徒指導部・人権・同和教育主任・学級担任・養護教諭・（SC）で構成する。
○確認した事実関係に基づき、指導・援助方針を立て、共有する。
○指導・援助体制を作る。

【重大事態】
報道等への対応
（教育委員会と連携）

↓

事実関係の正確な把握・情報収集　（児童から事情を聞く）
○いじめられた児童
・非がなく、責任がないことを伝える。
・心身の安全を保障する。
・事実関係や気持ちを聴く。
・今後のことを共に考える。
○いじめた児童
・複数の場合は同時に並行して聞き取りをする。
・いじめの行為やその時の気持ちを聴いていく。
・背後に抱えている困難さや思いを理解する。
・いじめの行為の不当性に気づかせ、よりよい方向へ導く。
○観衆や傍観者の児童
・いじめをはやしたてる「観衆」と見て見ぬふりをする「傍観者」は、いじめに加わっていることと同じであることを自覚させる。
・必要に応じてアンケート調査を実施し、事実関係の正確な把握に努める。

↓

指導・支援を展開する。
○事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
○誰が、誰に、いつまでに、何をするか。
○すぐ行うこと、中・長期目標を立てる。
○再発防止策の検討をする。
○学校経営、学級経営を見直す。
○背景・要因を分析する。
○終結の判断は校長が行う。

保護者への対応
○いじめられた児童の保護者
・複数で家庭訪問し事実関係を伝える。
・保護者の気持ちを共感的に受け止める。
・今後のことを共に考える。
○いじめた児童の保護者
・複数で家庭訪問し、保護者同席で把握している内容を、いじめた子に対して確認する。
・保護者の気持ちを受け止める。
○保護者会
・必要に応じて保護者会を開き、事案の説明と学校の方針を説明するとともに、解消に向けての協力を求める。